

平成25年 7 月24日

第35回指定都市市長会議

午後 2 時 30 分開会

○事務局長 定刻となりましたので、ただいまから第35回指定都市市長会議を開催させていただきます。

私、指定都市市長会議事務局長の広瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、各市長様におかれましては大変ご多忙のところ会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より指定都市市長会議の諸活動並びに事務局の運営につきましてご指導を賜り、心からお礼を申し上げます。

本日の資料でございますが、机上に配付してございます左側の手前に午前中行いました5部会からの報告の関係、その奥に本日ご議論いただく意見文案やアピール文案等を置いてございます。右側にその他の資料を置かせていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開会に当たりまして、会長でございます神戸市の矢田市長からご挨拶をいただきたいと存じます。

○神戸市長 本日は、大変お忙しい中お集まりいただきましたことにまずお礼を申し上げたいと思います。

5月に開催いたしましたこの会議では、神戸までお越しをいただきありがとうございます。この7月21日に参議院の選挙があり、政権与党の圧勝というふうな形になりましたが、今後、市民生活の安定向上のために堅実な、またスピード感のある政権運営が進められることを期待しております。

国におかれましては、6月に経済財政運営と改革の基本方針が示されました。また、強い日本、強い経済、さらに豊かで安全・安心な生活を実現していくというふうにされておるわけでございますが、これらの実現に当たりましては我々大都市の果たすべき役割は非常に重要であるというふうに考えてございます。そのためにも、この1つの手法として規制緩和ということは必要不可欠でございますが、また、地方分権改革につきましては、先般、この第3次一括法が成立しました他、地方分権改革有識者会議での議論が行われるといったふうに、一定の取組が進んできてございますけれども、この事務の権限と税財源が移行されるということが重要でございます。都道府県から指定都市へ、事務の権限と税財源が、一体として、迅速かつ確実に移譲されるよう、また、大都市制度のあり方について引き続き検討が進められるように、指定都市市長会としても積極的に活動してまいりたい

と考えてございます。

本日のこの会議は、午前中に5つの部会を開催していただきまして、それぞれ活発なご議論をいただきながら終えておりますが、それぞれご報告をいただきまして、さらにお集まりの皆様方の意見も出していただけたらというふうに考えてございます。

また、指定都市市長会として積極的に意見を発出すべきであるというふうなご提案もございまして、また、政策の提言というようなことも伺ってございます。数多い議題が山積しておりますので、何とぞこの会議の進行に向けてご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

また、本日の第35回指定都市市長会議が実りのあるものになりますよう期待を申しあげまして、冒頭のご挨拶とさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願い申し上げます。（拍手）

○事務局長 ありがとうございます。

本日は、大阪市長、岡山市長、北九州市長が公務のため欠席をされておりました、大阪市長と岡山市におかれましては副市長に代理出席をいただいております。

ここで報道の方をお願いいたしますが、これ以降につきましては記者席からの取材ということでよろしくお願いをいたします。

それでは、会議に入りたいと存じますが、指定都市市長会の規約第9条5項によりまして、会長が議長になることとなっております。矢田神戸市長、よろしくお願いをいたします。

○神戸市長 それでは、規約によりまして会議の議長を務めさせていただきます。各市長さんにおかれましては、円滑な議事進行にご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議事に入っていきたいと思っておりますが、まず、地方分権改革推進部会からの報告・提案事項につきまして、部会長の阿部川崎市長さんからご説明をお願いいたします。

○川崎市長 川崎市長の阿部でございます。

それでは、地方分権改革推進部会の審議内容についてご報告いたします。

初めに、地方分権改革の進捗状況等についてご説明いたしますので、資料1-1をご覧ください。

いただきたいと思います。

初めに、資料1-1の1段目、「義務付け・枠付けの見直し」につきましては、進捗状況の欄の③にございますが、第4次見直しに係る事項と、それから昨年廃案となった旧第3次一括法案に係る事項を合わせた、第3次一括法が6月に成立、公布されたところでございます。

課題等につきましては、右側でございますとおり、第4次見直しに係る事務・権限のうち、第3次一括法に盛り込まれなかったものがあること、それから、さらなる見直しを実施する必要があること、また、「従うべき基準」の設定の廃止が必要であることなどがございます。

次に、2段目の、「国の出先機関の事務・権限の移譲」につきましては、ハローワークは国・地方の一体的実施の取組が進められている一方で、直轄道路や直轄河川、その他につきましては具体的な取組は進んでいないところでございます。本年4月に設置された地方分権改革有識者会議では、現在、雇用対策部会、地域交通部会の2つの専門部会が設置されております。

課題等につきましては、右側でございますとおり、見直しに向けた工程の提示と移管に向けた着実な改革の推進などが必要であるところでございます。

次に、資料の2枚目に進みまして、「都道府県から基礎自治体（指定都市）への権限移譲」でございます。

まず、第1次一括法から第3次一括法までによる権限移譲につきましては、義務づけ・枠づけの見直しと同様に、第4次見直しに係る第3次一括法が6月に公布されたところでございます。

課題等につきましては、右側でございますとおり、第4次見直しに係る事務権限うち、第3次一括法に盛り込まれなかったものがあることや、さらなる移譲を実施する必要があることなどがございます。

次に、2段目の、第30次地方制度調査会答申において示された都道府県から指定都市への権限移譲でございますが、答申におきましては、「二重行政」の解消を図るため、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進めることが必要という考え方が示されまして、指定都市・道府県の多くが移譲に賛成している事務や移譲実績のある事務について移譲することを基本とするとともに、それ以外の道府県等が移譲に懸念を示した事務についても工夫を講じて移譲することをさらに検討すべきというぐあいにされたところ

ろでございます。

これらの事務につきましては、右側の「課題等」にございますとおり、移譲することを基本とされた事務について迅速に法改正に取り組むとともに、「さらに検討すべき」とされた事務についても移譲を求めていく必要があるところでございます。

また、左に戻りまして、一番下のところでございますけれども、県費負担教職員の給与負担なども含めた事務の移譲に当たりましては、右側の「課題等」にございますとおり、新たに生じる財政負担について税財源の移譲を迅速かつ確実に進めていく必要があるところでございます。

地方分権改革につきましては、今後も地方分権改革推進本部や地方分権改革有識者会議など、国の動向を注視しながら必要に応じて働きかけなどを行っていく必要があると考えております。

次に、「県費負担教職員の給与負担等の移譲について」ご説明いたしますので、資料1-2をご覧くださいと思います。

県費負担教職員の制度につきましては、教職員の任命権は指定都市が持っているのに対して、給与等の負担、教職員の定数、教職員配置等に係る権限移譲は道府県が持っておりまして、現行制度上ねじれの状態にございます。指定都市市長会では、学校の設置者である指定都市が主体的に市民のニーズに応じた教育を提供できる体制を整える必要があると考えて、これまでこれらの権限の移譲について国に対して積極的に要請をしております。この度、地方制度調査会の答申がございましたが、直近の経過、経費の財源措置イメージ及び今後の想定スケジュールについて資料にまとめましたので、ご報告いたします。

初めに、1の「平成25年3月以降の経過」についてでございますが、ことし3月の「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」の確認におきまして、指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編成基準の決定については、審議や理解などを得て指定都市へ移譲するということが明示されました。

5月の地方制度調査会第33回専門委員会の資料では、3つの税源配分パターンについての試算が示されております。

次の、第34次専門小委員会では、答申の素案が公表されました。この素案の公表を受けて、5月29日の指定都市サミット in 神戸では、指定都市市長会議として移譲に係る経費の全額を適切に算定し、道府県から指定都市への税源移譲により必要額を措置すべきであることを盛り込んだわけでございます。

その後、6月3日に行われた答申の素案に対する地方六団体ヒアリングに向けて、指定都市市長会の意見を全国市長会へ提出いたしました。

2ページにまいりまして、6月3日に新潟市を座長として、県費負担教職員に係る財政担当課長会議が開催されまして、移譲に伴う財政負担の所要額と実態を把握するため、道府県に対して調査を行うことを決定いたしました。

その後、18日には各指定都市から各道府県に対し照会をいたしましたが、現段階では各道府県からの回答が出揃っておりませんので、今後、事務局で取りまとめの作業を行うこととなります。

その後、6月25日に地方制度調査会の答申が公表されました。この中で、税財源の配分について、まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分も含めて財政措置のあり方を検討すべきであるなど、考え方が示されております。

次に、「平成26年度国の施策及び予算に関する提案」、通称「白本」が取りまとめられましたので、各指定都市が分担をして、関係省庁、政党などに対する要請活動を実施いたします。

3ページにまいりまして、「県費負担教職員関係経費の財源措置のイメージ図」がございます。

数値は、下段の星印にございますとおり、平成23年度の道府県決算統計の各費用に基づき推計したものでございます。義務教育職員関係経費に加配職員人件費等を含めると約1兆1,300億円となりますけれども、この他、右側にございますとおり、事務執行に係る関係経費、それから移譲時に必要な事務移譲に伴う臨時的経費、こういうものにつきましても試算する必要があるものと思われまます。なお、下段の四角で囲った平成24年度課税データ所得割5,270億円は、5月の地方制度調査会第33回専門委員会の資料で例示された3つのパターンのうち、道府県民税2%相当額を移譲した場合の試算について参考までに記載いたしました。いずれにいたしましても、照会中の調査費用を精査することで移譲に伴う財政負担の総額について明らかになるものと考えます。

続きまして、4ページ、2の「今後の想定スケジュール」をご覧くださいと思います。

左から「検討事項等」、平成25年度、平成26年度以降のスケジュールとなっております。最下段、平成26年度税制改正に向けた国の動きを念頭に置きながら、現段階で想定しているスケジュールとなります。

まず、上段ですが、現在、各道府県に対して行っております調査費用の照会を取りまとめ、精査した上で、9月末ごろまでに指定都市市長会としての考え方を一定程度整理する必要があるものと考えております。また、この考え方の整理の方向性を見定めながら、一部並行して関係省庁及び関係道府県との協議を進める必要があるものと考えております。

5ページ、6ページは参考といたしまして、「平成26年度国の施策及び予算に関する提案」（通称「白本」）で関連する要請について添付しておりますが、今後とも各市の関係部署とも連携しながら論議を進め、国等の動きに合わせ、適切に意見発出などの必要があるものと考えております。

次に、「更なる地方分権改革の推進に向けた指定都市市長会アピール（案）」についてご説明いたします。

資料1－3をご覧いただきたいと思っております。

資料1－3「更なる地方分権改革の推進に向けた指定都市市長会アピール（案）」ですが、地方分権改革につきましては、第3次一括法が公布され、また、第30次地方制度調査会答申において、指定都市への事務移譲の基本となる考え方が示されるなど、進展が見られ、取組が一步前進したものと評価しているところでございます。

今後につきましても、答申において示された事務の移譲を速やかに実施し、答申に盛り込まれなかった事務についても調査・審議を進め、次期地方制度調査会における調査・審議や、新たに生じる財政負担についての税財源の移譲を迅速かつ確実に進めるとともに、現在地方分権改革有識者会議において調査・審議が進められている国から地方への事務・権限の移譲等について、指定都市等の意見を十分反映させながら検討を進め、さらなる地方分権改革の推進が行われるよう指定都市市長会として求めていくものでございます。

「更なる地方分権改革の推進に向けた指定都市市長会アピール（案）」についての説明は以上でございます。

続きまして、本日の部会における議論につきまして、お手元の結果概要によりご報告させていただきます。

1つは、「地方分権改革の進捗状況等について」でございます。

第3次一括法が公布され、また、地方制度調査会答申において指定都市の事務・権限の移譲の基本となる考え方が示されるということで一步前進ではありますけれども、それに対応する形でその事務について迅速な法改正を進めるとともに、事務・権限の移譲に伴い新たに生じる財政負担に対する税財源の移譲を迅速かつ確実に進めるべきであることを確

認いたしました。なお、今後も国から地方への事務・権限の移譲等について、指定都市等の地方の意見を十分反映させながら検討を進めて、さらなる地方分権改革の推進を強く求めていくことを確認いたしました。

「県費負担教職員の給与負担等の移譲について」であります。

県費負担教職員の給与等の移譲については、移譲に伴う財政負担の総額について各指定都市から各道府県に照会を行っているところでありまして、その結果等を踏まえて、先ほども申し上げましたとおり、9月末ごろまでに指定都市市長会としての考え方を整理しつつ、関係省庁、関係道府県の協議を進める必要があることを確認いたしました。

また、税財源の配分に当たっては、現在道府県が負担している経費を対象に税源移譲と地方交付税、その際、臨時財政対策債でいわばごまかされたような形にならないように、実質の地方交付税、そういったものを組み合わせて措置をすることと、事務移譲に伴う臨時的経費についても所要の財政措置を求めていくことを確認しました。あわせて、税源移譲に当たっての具体的な税目・税率については早急に検討することを確認いたしましたところでございます。

地方分権改革推進部会からの報告・提案についての説明は以上でございますけれども、部会におきまして、北橋北九州市長から、参考資料でございます「九州3政令指定都市による県費負担教職員に関する税財源確保等検討会中間とりまとめ」についてのご報告がございました。この全体会議におきましては北橋市長は欠席されておりますので、検討会の構成市であります幸山熊本市長からご報告をお願いいたしたいと思っております。

私からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○熊本市長 それでは、熊本市長の幸山であります、私のほうから少し報告をさせていただきます。

昨年度、九州の3政令市によりまして大都市問題に関する研究を深めてまいりましたが、今年度に入りましては、ただいまの県費負担教職員の給与負担等の移譲について、このことに絞りまして検討を進めているところでありまして、今般、中間取りまとめがなされましたので、そのことにつきまして報告をさせていただきたいというふうに思います。

現在、3市におきましては、県費負担教職員に係る包括的な権限の移譲につきまして、具体的な提言の取りまとめに向け検討を進めております。これまで県に対し情報提供を依頼いたしまして所要額の算定を進め、あわせまして、権限移譲に伴う財政措置の手法や税

源移譲にふさわしい税目などの検討を進めているところでございます。

ただいまご覧になっております参考資料、1の「現状・課題」から2の「見直しの意義・効果」、3の「権限移譲に伴う財政措置の手法」等々でございます。ただいま、阿部市長さんのほうからご説明があったものと重なるところがほとんどでありますけれども、税源移譲、具体的な税目などにつきましても、検討中ではございますが、少し例示をさせていただいているという状況でございます。

その中で、参考資料の7に「まとめ」ということで記載をさせていただいておりますとおり、第一に財源移譲を、財源の確保という意味におきましては税源移譲を求め、そして、税交付金による補完的な措置その組み合わせによる財政措置を求めていくべきであるものの、都市によりましては税源の偏在が大変大きく、新たに生じる財政負担が異なるということもありまして、地方交付税による財源保障というものは必要ではないかと考えられるとまとめさせていただいております。

今後につきましては、税源移譲などによります財政措置の組み合わせでございませうか、あるいは移譲に係る課題などにつきまして、最終報告に向けて検討を進めていきたいというふうにご考えております。

いずれにしましても、具体的な数値による検討のもとに、現実的で、なおかつ説得力のある提言をしていく必要があるのではないかと考えているものでございます。

以上であります。

○神戸市長 ありがとうございます。

それでは、「更なる地方分権改革の推進に向けた指定都市市長会アピール（案）」につきまして、ご意見を頂戴したいと思います。いかがでございませうか。

先ほど、阿部市長から説明がありました資料1－3がアピール案でございませうが、これにつきましてご意見はございませうか。

ないようでございましたら、この原案どおりとさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございませうか。

（「異議なし」の声あり）

○神戸市長 ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

これにつきまして強くメッセージを発信していきたいというふうに考えますので、またよろしくお願いを申し上げます。

次に、大都市制度検討部会からの報告・提案事項につきまして、部会長の林横浜市長さんからご説明をお願いいたします。

○横浜市長 横浜市長の林でございます。

それでは、本日の大都市制度検討部会での議論についてご報告をいたします。

報告は3点ございます。本日お配りした「大都市制度検討部会における議論」など、お手元の資料に沿ってご説明したいと思います。

まず、議題の1点目ですが、「第30次地方制度調査会における議論経過」についてです。資料2-1-1でございます。こちらに議論経過をまとめてございます。

地方制度調査会は、平成24年1月の第3回総会から約1年半にわたる議論を経まして、先月17日に開催された第5回総会において、現行の指定都市制度等の見直しと、新たな大都市制度を柱とする答申を取りまとめました。その後、6月25日に地方制度調査会の西尾会長から安倍総理に対して答申の手交が行われております。

答申は、資料2-1-2としてお配りしてございます。

答申のポイントでございますが、現行の指定都市制度の見直しに関しましては、「二重行政」の解消に向けて、35の事務を都道府県から指定都市へ移譲することを基本といたしまして検討することが具体的に示されました。事務の移譲に伴う税財源の配分におきまして、具体的な税目にも言及した点などが挙げられます。

また、新たな大都市制度に関しては、特別自治市創設の意義を明確に認めるとともに、今後検討すべき課題も示されました。さらに当面は都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別自治市に近づけることを目指すという点が示されております。

次に、議題の2点目でございますが、「多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会アピール（案）」につきましてご報告いたします。

資料2-2でございます。

こちらは、本日の部会における議論の上、部会として合意をいたしました案です。

今回アピールを行う趣旨ですが、第30次地方制度調査会の答申では、特別自治市という新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の様々な課題について引き続き検討を進めてい

く必要があるということから、次期地方制度調査会においても大都市制度のあり方を諮問事項とし、国として調査・審議を継続すべきという点を主張することにございます。この主張をしていきたいと思ひます。

次に、議題の3点目でございますが、道州制に関する議論でございます。これは資料2-3にまとめてございます。

さきの通常国会では政権与党から道州制に関する法案提出の動きもありましたが、残念ながら最終的には見送られ、秋の臨時国会に提出される予定との報道がなされています。一方で、みんなの党、日本維新の会が共同で道州制に関する法案を既に国会に提出するなど、道州制に関する各党の動きが活発になっています。そこで、改めてその経過や各党の主張をまとめた資料でございます。

最後に、「大都市制度検討部会における議論」という資料をご覧いただきたいと思ひます。

地方制度調査会答申では、都市内分権により住民自治を強化する方策として、区長公選や区に教育委員会や区単位の教育委員会事務局を設置することを可能にすべきといったことが示されました。

このことに関連した議論がございまして、1つは、都市内分権を進めることは重要であるが、各市の実情が異なる中で、一律ではなく、多様性を担保した制度設計とすべきであるといったご意見があり、これが部会全体の基本的な考えでございました。

さらに、区の教育委員会に関連いたしまして、各区に教育委員会を置き、地域を巻き込んで教育行政を推進することも有益であるという考え、そして、区の教育委員会を含め、都市内分権のあり方は区の再編にもかわり、ステレオタイプに決めるのはおかしいといったご意見もございました。

次に、区長公選に関連いたしましては、都市の一体性が失われる区長公選は反対。区長公選制は特別区をつくることと同じで、特別自治市の姿とは違ひ。特別職化は考えられるが、それも選択できる制度とすべきというご意見がありました。

また、スケールメリットを生かした都市の一体的経営が重要となる中で、区長公選や特別区の設置に対しては反対であるというご意見もありました。

また、地方制度調査会答申では、特別市——仮称ですが——の対象として、「人口200万以上とするなど、一定以上の人口の指定都市を対象を限定する必要がある」としておりますけれども、大都市の多様性や基礎自治体の自立といった視点に欠けているといったご

指摘がございました。

この他、道州制についての議論に関して、基礎自治体の強化が道州制の最大の目的であることをアピールすべき。現行制度で県との協議も必要だが、県との協議で指定都市の権限を拡大するのはハードルが高い現実がある。現実を踏まえた運動論が必要。国の法改正も必要になる。国を動かすために多数派を形成することも必要である。例えば、年に1回程度中核市や特例市と合同会議を開催するなど連携を強化していくべきである。こういった意見がございました。

今後は、地方制度調査会の答申を契機といたしまして、指定都市の力がしっかり発揮できるよう、多様な大都市制度の実現に向けて引き続き部会で活発な議論を進めて国や政党に要請していきたいと思っております。

ご報告は以上でございます。

○神戸市長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご報告がございましたが、その中で「多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会アピール（案）」が案として出されましたけれども、これにつきましてご意見をいただきたいと思っております。いかがでございますか。

特にご意見ございませんか。

それでは、原案のとおりとさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○神戸市長 ありがとうございます。それでは、そのように決しました。

これにつきまして、強くメッセージを発信してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、市民生活・都市活力部会からの報告・提案事項について、部会長の上田札幌市長さんからご説明をお願いいたします。

○札幌市長 ありがとうございます。それでは、市民生活・都市活力部会での議論について、報告を申し上げます。

当部会からは、「生活保護制度の見直し等に関する指定都市市長会要請」——これは資料3-3にございますが——についてご提案をさせていただきます。

新たな生活困窮者支援体系の構築につきましては、さきごろの国会におきまして生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法案が審議をされましたけれども、ご承知のように国会情勢に伴いまして、これらの2法案は参議院で審議未了、廃案ということになりました。生活保護制度の見直しを含みます生活困窮者対策は大都市にとりましては喫緊の課題でございまして、これら2法案を早期に成立させるために国への要請行動というものを行っていきたいと考えております。

また、前回の市長会議でさいたま市長さんからご提案がございました、いわゆる「貧困ビジネス」の規制につきましても、部会において検討させていただきましたので、資料の順に沿ってご説明申し上げます。

まず、資料3-1をご覧くださいと存じます。「無料低額宿泊所と法的位置付けのない施設の状況」についてでございます。

上段が施設数でございまして、下段が入所者数でございますけれども、左側の無料低額宿泊所につきましては、都市によって多少の増減はありますけれども、ほぼ横ばいということになっております。右側が、法的位置づけのない施設につきましては、札幌、さいたま、千葉、川崎、広島での増加というものが顕著となっております。数値が不明な市もありますけれども、全体としては増加傾向にあると考えられます。

次に、資料3-1の裏面をご覧ください。

法的位置づけのない施設の入所対象者などにつきまして分析をしております。左側のグラフでございますが、これは入所対象者別の内訳を示しております。全554施設のうち、ホームレスを対象とする施設が146施設、26.4%と、非常に多くなっているところでございます。また、右側のグラフは、法的位置づけのない施設の中で、金銭管理を行っているが現金出納簿を整備していないという施設が98施設ございまして、その内訳を示しております。ホームレスを対象とする施設が約半数の50施設となっております。

法的位置づけのない施設につきましては、設置基準やあるいは運営基準が法律上定まっていないということのために、中にはホームレスや生活保護受給者を囲い込み、生活保護費を搾取するというような悪質な事例もございまして、今年に入ってからさいたま市や福岡市で元暴力団幹部やホームレス支援活動を行うNPO法人代表などが逮捕されるという事例がございました。また、札幌市におきましても、ホームレスを囲い込み、意に反し

た金銭管理を行い、生活保護費を搾取しようという団体がございました。このような悪質な貧困ビジネスにつきましては法的に規制する必要がありますけれども、一方で法的位置づけのない施設の多くは悪質な事業者ではなくて、一般住宅を借りることが難しい方々とか、あるいは生活能力に問題がある方の受け皿となっている、そんな実態もまたございますので、善良な事業者が排除されないような配慮をしていく必要もあるのではないかと、こんなふうに考えているところでございます。

次に、資料 3-2 をご覧ください。

生活保護制度の見直しの状況についてでございますが、平成23年12月の生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめの主な項目を、実現したもの・実現していないものに分類しております。

まず、実現をしたものとしたしましては、期間を設定した集中的かつ強力な就労自立支援という項目、それから、福祉から就労支援事業の充実、トランポリン機能の強化などが挙げられます。

実現していないものとしたしましては、廃案となった生活保護の一部を改正する法律案に盛り込まれていたものがハローワークからの情報提供、それから保護脱却に向けたインセンティブの強化、国による医療機関への指導、そして指定医療機関等の指定手続の見直し、実施機関の調査権限の拡大などがございます。それから、同じく廃案となりました生活困窮者自立支援法案に盛り込まれていたものでありますが、地域における計画的な自立支援の取組、それから、低所得者等への伴走型支援の拠点整備、パーソナルサポートサービスの活用等による漏給が生じない、防止をするという措置などとなっております。

また、実現していないものの中には十分な検討が行われていないものもございます。例えば、貧困ビジネスの規制、医療費の一部自己負担の検討、それから生活保護費の全額国庫負担、第2のセーフティネットの給付水準、年金制度と整合する生活保護制度。これらについてはさらなる検討、見直しが必要と考えられます。

下段に論点をまとめてございますが、2法案には生活保護制度の見直しに関する重要な項目が数多く盛り込まれていたために早期成立が必要であります。新たな財政負担が生じるために国の責任においての十分な財政措置が課題でありまして、また、制度の具体化に当たっては現場をよく知っている地方公共団体の意見の反映というものが必須であるというふうに考えております。

最後に、資料 3-3 をご覧ください。この要請書でございます。

「生活保護制度の見直し等に関する指定都市市長会要請（案）」についてご説明をいたします。

前文では、これまでの生活保護の見直し等の状況を踏まえまして2法案を早期に成立させること、それから、次に掲げる事項についても実施することということを要請しております。

1の「生活保護制度の見直しについて」では、国と地方の協議中間とりまとめの事項で十分に検討されていない事項があることを指摘いたしまして、（1）でいわゆる貧困ビジネスについて国において実態の把握と規制に向けた法整備を行うこと、（2）では生活保護費の全額国庫負担などの重要な検討課題が残っているために、次のページでございますけれども、これまでの指定都市市長会の提案等を踏まえまして社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度のさらなる見直しを進めること、現場をよく知っている地方自治体の意見を十分に反映することということにしているところでございます。

2の「生活困窮者自立支援法等の施行に係る財政措置等について」は、第1段目で、2つの法律が成立・施行された場合に地方自治体に大きな財政負担が生じることを説明いたしまして、第2段を負担割合の削減に係る激変緩和措置など、国の責任において十分な財政措置を講ずることとしております。第3段以降は、生活保護受給者に対して実施してまいりました子どもの学習支援などの自立支援プログラム策定実施推進事業等につきましては、生活困窮者自立支援法の施行にかかわらず、全額国庫補助を維持すること。生活困窮者自立支援法の制度の具体化に当たっては、実施主体であります地方自治体の意見を十分に反映することというふうにさせていただいているところでございます。

午前中に開かれました部会におきましての議論につきましては机上に配付をしておりますことでおわかりいただけたと思いますが、特に貧困ビジネスにつきましては、サービスの対価の適正水準というのが都市によって異なるというようなこともございまして、この貧困ビジネスの定義が非常に難しいというご議論だとか、あるいは、非常に巧妙な事例がたくさん増えており、警察と連携した対応が非常に重要だということ。多様なパターンがあるということを踏まえて実態調査をしっかりとすべきであるというふうなご意見。そして、指定都市の中でも貧困ビジネスの問題が切実でない都市もあるけれども、広がる傾向というものを予防する必要があるのではないか。そしてまた、刑事事件に発展する前に行政指導をすることができる仕組みをつくるということに、この法制度の充実というものは意義があるのではないか。善良な事業者に配慮しながらこの財産管理をするならば、最低

限の規制は必要ではないかというふうな意見交換がなされたところでございます。

以上が「生活保護制度の見直し等に関する指定都市市長会要請（案）」でございます。この要請案につきましては、ご議論をいただいて採択された場合には、要請書によって、明日、事務方から厚生労働省へ要請書を提出の予定となっているところでございます。

部会の報告は、私からは以上でございます。

○神戸市長 ありがとうございます。

5月の神戸におきまして開かれました会議で、清水さいたま市長さんからご提案のございました貧困ビジネスの対応につきましても、状況、また課題等も取りまとめて要請文案に反映をしていただいております。今ご説明がございました「生活保護制度の見直し等に関する指定都市市長会の要請（案）」についてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○さいたま市長 まずは、神戸で発言させていただきましたこの貧困ビジネスに対する規制について、この指定都市市長会でご議論をいただきまして、こうした要請の中に盛り込んでいただきましたことに御礼を申し上げたいというふうに思っております。

現状としても、さいたま市も6月の定例議会で独自の条例をつくらせていただきまして、まずやれることからやっというふうなことで取組をスタートしているところでありまして、やはりこの届出制度がしっかりと機能しておりませんと実態の把握すら難しいというふうな環境もあり、区役所にこの生活保護の受給する時期になるとマイクロバスなどで乗りつけてくるというふうな光景がまだしばしば見受けられるというふうな状況もございます。やはりセーフティネットとしてしっかりと働かなければいけないこの制度を大変悪用する許されざるべき事業であるというふうな思っておりますし、また、一方で善意でやっというふうな方々もいらっしゃいますので、そういった善意でやっというふうな事業者とそうでない事業者とをしっかりと区別をしていただき、そういったものをしっかりと規制し、適切に事業が行われるようにしていくということは大変重要なことだと思っておりますので、今回こうした要請文を入れていただきましたことを心から感謝申し上げます。恐らく今後、まだそういった波及がない都市もあるということでありまして、これは順次いろいろな形で広がっていくのではないかと。一番最初は恐らく大阪府さんが条例化をされたというふうな聞いておりますし、大阪の事例が首都圏あ

るいは等々へ波及をしているというようなこともあるのではないかとこのようにも思っておりますので、そういう意味ではしっかりと予防的なものも含めてこうして入れていただいたことを心から感謝を申し上げたいというように思います。ありがとうございました。

○神戸市長 それでは、他にご意見ございませんでしょうか。

○熊本市長 すみません、1点、要請案で、2項目めについて確認をさせていただきたいと思っております。財源のところなんですが、下から7行目ぐらいのところ、「生活困窮者自立支援法等の施行に当たっては、負担割合の削減に係る激変緩和措置」というところが入っておりますね。これまで生活保護については全額国庫負担ということ強く求めてきた中で、ある意味こちらのほうから激変緩和措置を提案するというところについてはもう負担はやむを得ないという整理なのか、あえてこれを入れる必要があるのかというところをどういう整理をされたのか確認させてください。

○札幌市長 これは既に法案ができていて、その中に4分の3ということになっているものですから、そこを、前回、神戸における議論の中でも法案がすぐに通るという土壇場で、ここはやむを得ないのではないかとこのように議論をさせていただいた経過がございます。基本的には全額これは国庫負担という立場を堅持しながらも、それが通らない、既に国会に上程をされている段階において、こういう激変緩和ということもやむを得ずつけ加えたものでありますけれども、少し時間ができましたので、もう一回考え直せということになれば、また成立が延びるのではないかとこのようにございまして、悩み深いところありますので、ちょっとご意見は皆さんにお伺いしたいなというふうには思います。

○神戸市長 ということは、現法案が再度上程をされて、私が聞いておる範囲ではこの9月の国会で恐らく両方案が通るのではないかとこのように伺っておりますけれども、今のお話は、時間的な問題というものもあるという意味と、それから、既に国会で衆議院を通過して参議院に送られて廃案ということになったわけですから、衆議院の議決という問題もあるので、この表現でという意味でございませうか。

○札幌市長 はい。そうです。もう皆さんがこれでよいということであれば。

○神戸市長 皆さん、いかがでございましょうか。

○京都市長 もう一度チャンスがあるなら、附則でも、既の実施している自治体については100%ということもあり得るわけですから、本来の趣旨を盛り込んだほうがよいのではないかと思いますね。

○神戸市長 本来の趣旨に戻って表現をあらわしたほうがよいのではないかといいことですね。厚生労働省の今の事務次官になられた村木さんが社会・援護局長のときにこの法案について大変な熱意を示されたわけでございますので、白本で要望していく際に、ぜひその趣旨をお伝えするということがいかげすかね、部会長さん。白本の表現、わかりますか。

○事務局長 すみません、事務局のほうからでございますが、個別行政分野の中で「生活保護制度の抜本改革」という項目がございます。その中では、国庫負担に関しましては、全額国庫負担が実現するまでの間は緊急的な財政措置を講ずることというような表現でございまして、基本的にはある種同じスタンスかなというふうには思います。

○神戸市長 という事は、まさに原則は全額国庫負担だけれども、緊急的な対応としてそういう表現で前国会に出された法案が一度廃案となっているから、再度その趣旨は申し伝えるということによろしゅうございますか

○札幌市長 これは、新たな負担とならないような措置を講じるべきであるというふうな形に。

○京都市長 負担割合の削減に係る部分については、「特別な財源措置など」という形にしたらどうでしょうね。

○神戸市長 「特別な財源措置」ですか。

○京都市長 はい。

○神戸市長 それでは、もう一度この文案のところで整理をしていただきたいと思います
が、「ついては」以降のところ、この生活困窮者自立支援法等の施行に当たっては、「特
別な財源措置を講ずる等の国の責任における十分な財政措置を講じていただきたい」と、
そんなことでよろしいのでしょうか。

○札幌市長 「負担割合の削減に係る激変緩和措置など」をとってしまうわけですね。

○神戸市長 「生活困窮者自立支援法等の施行に当たっては、特別な財政措置を講ずる等、
国の責任において十分な財政措置を講ずること」、そういうことで、門川市長さん、よろ
しゅうございますか。

○京都市長 はい。

○浜松市長 あれは具体的に、現実的な話をしますと、9月に臨時国会で法律が出される
ということになると、恐らくもう委員会の議論を省略してすぐ本会議に上程されることにな
りますから、修正なんていうのはできないんですよ。

○神戸市長 そのいとまがないと。

○浜松市長 ええ。そのままもう出されると思いますので。ですから、修正する手続をや
る場所がない。法律的に言えば、こういう激変緩和措置を求めるとかいうことでないと、
法律自体はそのままいっちゃいますので。

○神戸市長 わかりました。ということは、再上程されるというときに審議するという手
間はもうとらないということですね。

○浜松市長 ええ。恐らく再提出になりますから、委員会でもう一回、法律の中身から議
論することがありませんので、本会議でそのまま上程されて議決することになれば、修正

する余地がないんですよ。

○京都市長 国がいろいろな措置をしたときに、先進的に取り組んでいたところに財源を保障しないということはおかしいわけですから、本会議で議決されるときに付帯決議をつけてもらうなり、方法はあるかと思うんです。それで通したら、この激変緩和措置ではなしに、継続的な特別措置をせよということが法律の改正でなくても可能ではないかと思えますので。

○浜松市長 もちろん法律が決まって、実際にどう運用していくかというところでどういう制度措置がまたあるかわかりませんが、付帯決議も実は委員会でつけないと、これはつきませんので。法律はそのまま、これは自動的にいきますので、あとはその後のところでどう取組をしていくかということになります。

○神戸市長 ということは、今、門川市長がおっしゃったような趣旨のことを関係先の大蔵大臣あるいは副大臣または事務次官のほうにお伝えすると、そういう手続にとどまるということですね。

何か意見はございますか。上田市長さん、よろしいですか。

○札幌市長 はい。趣旨と、ちょっとその狭間で原則を示すべきだという考え方と、それから現実的な対応と両方あるわけでありましてけれども、国会の手続とは別に、一応原則は言って、そして要請するときに激変緩和ということをつけ加えるというふうなことのほうが、我々の今までやってきたことからいけばそっちのほうが正当かなという気がいたしますので、門川さんのおっしゃる「施行に当たっては、特別な財政措置をとるなど、国の責任において十分な財政措置を」という形で通させていただいて、その上でというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○川崎市市長 激変緩和措置ということになると、補助率について暫定据え置きだとか、そういう形で補助のほうの操作になるわけですよ。しかし、補助率が変わってくると、裏負担というか、事業を実施したところの財源措置というのは必要になってくるので、例えばこういうものこそ基準財政需要額に入れてもらうとか、交付税措置の対象だと思うので

すね。ですから、「負担割合の削減に係る激変緩和措置」というのにこだわらないで、「国の責任において、十分な財政措置を講ずること」で両方読み込んだほうがふさわしいのではないかなと思いますね。だから、激変緩和できればそれはやってもらったらいいし、できない場合では交付税措置をしてもらうという形で財源は確保してもらうというようなこと。ですから、この激変緩和措置のところを文章から落として、「施行に当たっては、国の責任において十分な財政措置を講ずること」だけでいいと思います。

○神戸市長 もう一度今の件について申し上げます。「生活困窮者自立支援法等の施行に当たっては、国の責任において十分な財政措置を講ずること」と、そういうことですね、阿部市長さん。

○川崎市長 それでいいと思います。

○神戸市長 負担割合の削減に係る云々のところは外すということですね。ということでよろしゅうございますか。

○札幌市長 はい。それで門川さんのおっしゃることも含めてよろしいかなというふうに思いますが。そのようにさせていただきたいと思います。

○神戸市長 それでは、そのような形にこの部分はさせていただきます。

この件について、他にご意見ございませんか。

なければ、今の件につきましては、さっきの「負担割合の削減に係る激変緩和措置など」という文章を外すということで、文章の成文とさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○神戸市長 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

国への要請に関しましては、部会長市でいらっしゃいます札幌市長さんに要請活動を行

っていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○札幌市長 はい。

○神戸市長 次に、経済・雇用部会からの報告事項について、部会長の松井広島市長さんからご説明をお願いいたします。

○広島市長 それでは、広島市長、松井でございます。報告をさせていただきます。

本日の経済・雇用部会での議論でありますけれども、この部会では取組のテーマ、「医療・介護・健康関連産業の振興と人材確保・育成について」及び「指定都市への公共職業安定所業務等の移管について」の2つを議題としておりました。本日は、各テーマに関してお配りしております部会資料、パワーポイント資料に基づきまして議論を行ったところであります。お手元には「経済・雇用部会における議論」という両面で1枚もののペーパーをお配りしておりますので、それをご覧いただければというふうに思います。

まず、議題1「医療・介護・健康関連産業の振興と人材確保・育成について」を議論いたしまして、意見交換を行いました。

主なご意見といたしましては、各都市単体では、支援にかける資源が限られていることから、指定都市をネットワーク化し、販路拡大などを支援する機能を強化してはどうか。例えば、指定都市支援機関が相互連携協定を締結し、関係団体に情報提供を行うことで全国展開が可能となると。あるいは、ものづくり企業単位では限界があるので、他都市の大手の医療メーカーとの研究開発や販路拡大等の連携というものは効果的であると。さらに、医療現場とものづくり企業等をつなぐコーディネーター人材の活用というのが重要であって、指定都市間での相互活用とともに指定都市が共同で資質の向上を図る場を設けることも有効であるというご意見もございました。さらに、地域貢献型企業の認証制度の活用は有効であるということを前提に、指定都市全体で採用・普及するようにすれば、より効果が高まるのではないかと。また、ものづくり企業の技術認証制度につきましては、指定都市間で共通の認証基準を設定することが効果的であるというふうなお話がありました。

次に、次の第6回部会では、地域の企業が医療・介護・健康関連分野における新たな商品サービス開発を主体的に取り組む上で、事業化に向けて必要となる規制緩和あるいは既存制度の拡充、新たな制度の創設等を整理して、「理想的な支援成功モデル」を取りまと

めて各市の取組の参考にするとともに、必要に応じて国等に対して提言を行っていくことになりました。また、指定都市間の連携によりまして、地域企業の販路開拓等の共通課題の解決につながるような取組事例を提示することにいたします。さらに、行政による支援を受けた企業、これが地域貢献型企業として活動している事例を例示することによって企業の認知度を高めつつ、地域と企業をつながりをもつ取組が促される、促進されることを期待しております。また、今回の意見を踏まえながら、各指定都市の企業が全国展開できるような素地をつくれる環境づくり、こういったことに取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、議題2の「指定都市への公共職業安定所業務等の移管について」を議論いたしまして、意見交換を行いました。

主なご意見といたしましては、「一体的実施」を効果的に進めるためのポイントとしては、国が行う職業相談・職業紹介業務と、基礎自治体の実施しております行政サービスをうまくリンクさせることであるということ。求人・求職のミスマッチを解消するためには、求職者の能力を高めていくことが有効であるけれども、そのためには国・県が中心の訓練行政に基礎自治体が積極的に関与していく必要があると。権限移譲というものを実現するためには、首長のリーダーシップの下で権限移譲に向けた工程を具体的に提示し、それを着実に実行していくことが重要であると。国と県と基礎自治体との信頼関係を醸成して、例えば「委任」というような手法を効果的に活用することで、権限は残しながらでも住民へのサービスの向上につなげていくことができるのではないかと。そうした過程で、基礎自治体の職員の経験値を高めて権限移譲に備えるということも可能なのではないかとということがありました。

今後の方向性でありますけれども、現在は前回の部会でもご紹介したとおり、地域主権戦略大綱に基づくアクションプランに掲げております無料職業紹介・相談業務等を、地方自治体の主導のもと、一体的に実施するということが全ての都市において開始されております。また、取組を始めて間もない都市もあるという状況にあります。こうしたことを踏まえて、次回の第6回の部会で先行的に「一体的実施」を、実施している都市を中心に成果と課題を検証した上で、これらの課題解決を図って「一体的実施」をより効率的かつ効果的に実施するための方策を取りまとめて、各市の取組を参考とするとともに、必要に応じて提言等を行ってまいります。また、当面は、法令・予算に準拠しつつ、国との連携を一層強化していく中で、地域における雇用をめぐる諸問題に的確かつスピーディに対

処しつつ、地方分権の受け皿としての経験値を高め、将来的には指定都市への公共職業安定所業務等の移管の実現につなげていきたいというふうに考えております。

なお、部会の資料の中でも触れておりますけれども、6月21日に開催されました国の地方分権改革有識者会議雇用対策部会におきまして、新潟市長さんが「一体的実施」にかかわる地方側の取組についての説明をされておりますので、この場をおかりしてご紹介させていただきます。新潟市長さん、ありがとうございました。

私からの報告は以上でございます。

○神戸市長 ありがとうございました。

それでは、ただいま報告のありました経済・雇用部会における議論等につきまして、特に今後の進め方等につきまして、引き続いて取り組んでいただきたいと思います。特にこのハローワークの問題というのは大変今話題になっておるわけでございますので、そういった点も含めて、今後とも市長会一体となってこれに対して対応していくということによってよいということでございますね。ありがとうございました。

特にこれについてご意見はございますでしょうか。

それでは、ないようでございますので、次に移らせていただきます。

次に、災害復興部会からの報告事項について、部会長でございます奥山仙台市長さんからご説明をお願いいたします。

○仙台市長 仙台市の奥山でございます。私からは、災害復興部会での議論につきましてご報告を申し上げます。

今回の部会では、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」について、事務局からの原案であります資料5-1及び5-2をもとにしまして部会で議論を行いました。

主なご意見といたしましては、行動計画の具体的内容につきまして、現地支援本部が連絡調整を行う対象としては、被災された自治体との連絡調整が最重要であることから、それを最初に記載するなど、重要な度合いに応じた記載順とすべきであるといったご意見や、また、経費の負担につきまして、より具体的状況を想定する必要があることから、今後、実務的な検討をさらに進めて整理していくべきであるといったご意見がございました。また、行動計画に関する全体的なご意見といたしまして、行動計画に基づく指定都市の活動

について、法的な位置づけを明確にすることを含めて、指定都市全体として今後さらに国等に働きかけを強めていくべきであると。こうしたご意見や、行動計画については、計画が策定されればそれで終わりということではなく、必要が生じたときは随時改正を行っていくなど柔軟な対応が肝要であるといったご意見がございました。

今後、これらのこうしたご意見を反映させました部会案をもとに、改めまして部会市以外の各都市からもご意見をいただきますとともに、また、全国知事会等関係機関からもご意見を伺いました上で最終案を取りまとめまして、次回市長会議で指定都市市長会としての行動計画を決定するということを目標に作業を進めてまいりたいと考えております。

部会からの報告は以上でございます。

○神戸市長 ありがとうございます。

それでは、ただいま報告のございました件につきまして、ご意見ございましたらお願いをいたします。

この行動計画の案を今後各市にご紹介をするということでございますので、この点はよろしくお願ひいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、ただいまの奥山市長さんからのこの案につきましては、そのようにさせていただきます。また、このスケジュールの関係については、この行動計画の策定という最終段階でございますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

次に、地方交付税削減への対応につきまして、提案者でいらっしゃいます熊谷千葉市長さんから説明をお願いいたします。

○千葉市長 千葉市からの提案ですけれども、地方公務員の給与削減を目的とした地方交付税の削減がありまして、これは各市で既に削減をしているところでもありますとか、まだ検討中であるとか、様々な対応事例があるかというふうに思っておりますけれども、いずれにしても今年度限りということでありながら、これが平成26年度にどのような形になるかわからないという中で、一定の対応を検討しておく必要があるのではないかという提案でございます。

資料6を少し読ませていただきます。地方交付税は地域社会に必要な一定水準の行政サービスの提供を保障するための地方固有の財源というわけでありましてけれども、平

成25年度において、我々が国に先駆けて行ってきた人件費削減等の行財政改革の努力を顧みることなく、地方公務員給与の削減を目的に地方交付税の削減を行った。この過程において、「国と地方の協議の場」は1回しか開催されず、協議を尽くさないまま一方的に削減が行われた。このような措置は、地方交付税法の趣旨に反するとともに、地方分権の流れにも逆行するものであり、当然、市民生活に直接かつ多大な影響を与えかねず、極めて遺憾であると言わざるを得ないというふうに考えております。平成25年度限りとしておりますけれども、もし仮に平成26年度も一方的に同様の措置を行うようなことがあれば、我々地方側としても具体的な行動を起こす必要があるというふうに考えておりますので、国に対してどのような対応が考えられるか検討してはいかがかということでございます。これは指定都市に限った話ではございませんので、連携を深めようとしている中核市であったり、特例市、さらには全国市長会と十分に連携を密にしながら進めていくものだというふうに思っておりますけれども、いずれにしてもそれぞれの単位で検討をしておく必要があるのではないかということでのご提案でございます。

○神戸市長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのこの趣旨についてはよくおわかりであろうと思いますが、この点につきまして、ご意見ございましたらお願いをしたいと思っております。

○熊本市長 熊本市ですけれども、ただいまご提案になった趣旨につきましては全く賛同するものであります。私どもも職員の給与カットをいたしました。ある意味ではもう苦渋の決断というか、やはり市民サービスに影響を与えるわけにはいかないという中での苦渋の決断であったということでもあります。やはり、この中にもありますように、今回のような地方交付税をカットするという全く分権と逆行するようなことにつきましては、やはり強く、二度とやってはならないというようなことを強くいろいろな場で申し上げていかなければならないのではないかというふうに思っております。

ですから、この内容につきましては何ら異論はないのですが、ただ、もう少し、気になるところといいますか、地方交付税に関してなんですけれども、私が問題ではないかと思っておりますのが、先般、6月14日に閣議決定をされております経済財政運営と改革の基本方針、「骨太の方針」と言われるものの中で、「頑張る地方の支援」という項目がありまして、「地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地

域経済活性化の成果の2つの観点から行うこととし、頑張る地方を息長く支援するため、一定程度の期間を継続する」というような内容がございました。もう私が申すまでもなく、地方交付税というものはこのような形で使われるものではないのではないかというふうに思っておりますが、過去にも、皆様方ご承知のとおり、平成19年から3カ年だったと思いますが、「頑張る地方応援プログラム」ということで、国が示した指標をクリアすれば交付税を厚くする云々ということが行われております。ですから、私、今回の給与カットで交付税を使ったということは、このことにある意味端を発しているのではないか、地方交付税をこのような形で使うということがこのときから始まってしまったのではないかなという思いを持っておりまして、それが今回の「骨太の方針」の中で再び盛り込まれたということは、ある意味交付税という地方独自の財源を国の恣意的な形でますます使われていきかねないというような危機感を持っております。ですから、この趣旨とは異なるのかもしれないけれども、ぜひ何らかの形でその点につきましてもやはり強く訴えていく必要があるのではないかと、そのように考えております。

○神戸市長 私も実は、この政令指定都市市長会会長として自由民主党の総務部会に呼ばれまして発言を求められました。その際に、今、熊谷市長さんがお話しになったようなことに加えて、この人事院制度の問題とか、その他にやはり国税そのものについての扱い方について、今、幸山市長さんがおっしゃったような形で、あのときは減災・防災の事業と、元気が出る事業という2点と引き換えにこの給与のカットをのんでほしいという要請でございましたので、それはどうもおかしいのではないかと申し上げました。我々はもうそんな努力はずっとしてきているということを申し上げた上でその意見陳述を終えたわけでありまして。今までのこの地方交付税という趣旨をやはりよくもんでいただいて対応していただくということが重要だというご意見ですが、それが何か少し曲がった形で言われるということについては納得できないということがありますし、ここに書いてありますように、もう本当に大変な行革をやり続けておるわけでありまして、そういう観点からも承服できないということも申し上げてきました。東日本大震災の復興の財源に充てるというのが国家公務員の給与の削減の1つの理由であったわけでありまして。地方公務員の給与の問題に対して、東日本の復興財源が足りないから、それに対して対応をとるのであれば、まだこれは理屈はあるかなという感じがするというふうにも申し上げたのですが、そういうことは一切なくて、とにかく今回はこれで何とか了承してほしいと。そして、裏打ちとし

て、もし何だったら減災・防災、あるいは元気が出る事業として対応しますというふうな説明がございましたので、これはちょっと意味が違うのではないかというふうに思っておりますが、そのあたり、いかがでしょうか。

○千葉市長 まさにおっしゃっていただいたとおりのことがありました。熊本市長のおっしゃったことも全くそのとおりでと思っています。法律を守るべき国が政策目的で法を逸脱するような行動をすることが許容されるという流れはやはりよくないというふうに思いますし、私は非常に危惧しています。そういう意味では、地方交付税制度と人事委員会制度の2つの面で重要な問題があるというふうに思っています。法を逸脱するような行動を国が率先して行うというのはおかしいんだということは我々として言っていかなければいけないし、そういうような対応をこれから続けていってしまった場合の地方側としての対応というのともあわせて検討していくということは、何らかの形で今後も継続していかなければいけないというふうに思っています。

○神戸市長 熊谷市長が関係機関、他の知事会とか、あるいは全国市長会とか、あるいは中核市、特例市等々との連携というお話をされましたけれども、まさにそういうふうなネットワークを組んで、これに対して、今後こういうことがないように、本当にきちんとした規律を守ってほしいという要請をしていくということは重要ではないかと思っておりますので、この趣旨をそういう団体にも伝えて一緒に歩んでいただくという方向でいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○浜松市長 少し国会にいた経験からお話させていただきますと、ほとんどの国会議員はわかっていないと思うんです。私も市長になってからよくわかりましたから。昔、国会で、片山虎之助さんが交付税についてとうとうとしゃべりまして、基準財政需要額というのがあって、こういうふうに決まってくんだよと、笑いながら説明していたのを覚えていますが、ほとんどの国会議員は、多分、国から地方への補助金ぐらいにしか思っていないと思うんですね。ですから、やはり特定の総務部会に所属していたり総務委員会に所属していたり、そういう委員さんなら多少の興味関心を持っていると思うんですけれども、ほとんどの議員さんというのはその程度の認識しかないというのが残念ながら国会の実態でございまして、これは私、自戒も込めて言うんですけれども。ですから、先ほど役員会

でもお話したように、個々の国会議員にきちんと要請していくということがとても大事であって、既存の6団体などとも調整しながら、それぞれの地域の出身議員さんに対して説明も含めてちゃんとやっていくという、これがきいていくような気がします。議員さんというのはやはり地元の首長さんに言われると結構弱いものですから、ぜひそれを運動論的にやっていったらどうかというふうに思います。

○川崎市長 前に「地方交付税」という名称を変更したいという提案がありましたね。そういう提案をしていくのも1つの手ではないでしょうかね。議論を沸き起こらせるためにね。それで、この地方交付税を被災地支援という形で被災地に重点配分するというので、被災地の需要を大きく見積もって基準財政需要額に入れるという形で、地方交付税の総額を変えないで全体に地方交付税を削って被災地に重点配分するというのなら、地方自治体同士の配分ですからよくわかるのですが、何で給与カットがそこに出てくるのかなというのが理解できないですね。国でそれを行っているので意地悪をするという、国並びにやれよという、それだけのような気がして。やはり国が面倒を見ているという意識が非常に強く出ているように思いますので、この際思い切って、この地方交付税のあり方について、今回の千葉市長の提案も踏まえて、地方交付税の名称変更を提案したらどうですかね。

○千葉市長 これは賛成です、私も。「交付」だと、国からあげるという表現になります。これはもう名前ってすごく大事なんですね。ずっとそれが刷り込まれていきますから。やっぱり「地方共有税」とか、本来あるべき表現にしていくというのは、言い続けないと伝わらないというふうに思うんですよね。何らかの表現を。私も、川崎市長がおっしゃるとおりだと思いますし、賛成です。

○名古屋市長 先ほど話がありましたように、嘘が2つあります。まず、震災でお金がないというのは大嘘で、日本国中の銀行で金が有り余っているわけです。その余った金で国債を買っているから金利が安いのであって、そこがまず嘘の一つです。人々の生活を楽にするように、震災復興のためには増税するのではなく、減税しなければいけないんです。

それから、もう1つは、交付税について、交付税を受け取っている自治体があれば、当然支払っているところがあるに決まっているじゃないですか。どこが交付税を出していて、どこがもらっているんだということを、明らかにしないと。上納率の話です。この前の市

長会議で言いましたように、交付税の名称を還付金というふうに名称変更しないといけない。これは名古屋の話になりますが、名古屋では2年前かな、77億円の地方交付税をもらっているから、それで減税するのはおかしいと言われた。何を言っているんだ。名古屋市は1兆5,000億円も上納していて、その0.5%しか返ってきていないのに。だから、政令指定都市市長会で言ったらどうですか。交付税をもらっているところがあったら、出す人は誰なんですかと。それを言わないと誤解されます。

○札幌市長 河村市長さんのお話は前から支持しております。絶対ここは誤解を生む、本当に大事な部分だと思いますので、名前を変えないとやっぱり理解が進まないというふうに思いますので、こんな安易なやられ方をして黙って、いろいろ地方六団体でも知事会でも声明を出したりしていますけれども、やはりきっちり、非常に矛盾に満ちた要請でもあったわけですね。デフレというようなことを言っていますけれども、賃金を上げろと言っておいて賃金カットするなんていうのはとんでもない話でありますし、公務員の賃金をもし下げたとしたら、そのお金は間違いなく消費を抑制するというところに働くわけで、地域経済からいってこれはむちゃくちゃな話だと私は思います。だから、そういうことも含めて交付税、そして公務員の賃金のあり方についてはもっと深刻にもの考える習慣をつけていくということはぜひやっていかなければならない。そのためには、これは還付金、私は大賛成です。

○川崎市長 この千葉市長さんの提案の、25年度に続いて26年度が心配というのはごもったものですが、国に対していかに届けるかということで、全国市長会や知事会でもたしか出しているはずですし、今回政令指定都市の白本にも書いてあるので、そのような意味では、個々の内容についてはいろいろな形で国に対して届くような形になっています。だから、これをもう少し別な形で、まさに地方交付税の名称変更についてという内容も盛り込んで、名称変更のほうをターゲットにしたらいかがでしょうか。

○横浜市長 皆様と全く同意見でございまして、職員の給与カットをなされた全ての都市のトップは苦渋の決断だったと思います。東日本大震災への対応や都市のマネジメントが難しい中で、トップもすごく苦勞していると思いますし、現場の一线の職員が一番苦勞し

ています。これで来年4月1日以降もまた同じような議論が出てくればとんでもないことです。

少し話が離れるかもしれませんが、私が市長になって一番苦しく残念なことは、政治の世界が全く人の心を大事にしない状況です。私たちと一緒に職務に当たっている職員の人々の心が全くなおざりにされているわけです。東日本大震災では、もちろん被災地の方が一番ご苦労なさっていますけれども、各自治体、特に指定都市は多くの職員を派遣して、職員の方々は復興のために本当に頑張って働いたわけです。

それから、それぞれの都市で政策の成果がそろそろ実現してきているときに、給与をカットするなんてあり得ません。民間だったらむしろ、ボーナスを弾むぐらいです。民間に対しては給与を上げろと総理はおっしゃっています。だから、なぜ政治の世界で一人一人の生きている人間のことを考えないのかというのが、私にとってはこの行政の世界に来て最大の驚きです。そういうことになぜか言及しないわけです。

これはいろいろな問題があると思います。こういうことをやっていると、優秀な人材が我々の地方行政に入ってこなくなると思います。海外の行政機関の方にお会いすると、もうすばらしく皆さん幸せで優秀ですよ。お顔も明るいんです。

だから、これは世論を喚起するといいますか、常に公務員が批判の対象になるという文化を変えていかなければいけないのではないかと思います。公務員は、今もこの震災を機にもものすごく頑張っています。世界的な経済競争とか、国の将来的な成長のために、まさに国家公務員も地方公務員も最高に優秀な人たちが集まらなくてはならないわけです。ですから、その人たちにはやはり適正な報酬が必要だと思います。

何でも給与カットの対象にしていくこと、痛めつけていくことが、結果的にもものすごく国益を損なうことになると思います。

だから、私たちは努力をして、市民の皆様にもうまくお伝えできる方法はないのかなと思っています。今一番怖いのは、今回の給与カットについてのいろいろな説明を職員の方にするわけですが、ところが、来年もまた給与カットの議論になったら、私たちはトップとしてどうやって説明すればいいのでしょうか。厳しい行政を乗り越えることはできなくなると思います。どこもものすごい財政難で、乾いた雑巾を絞るぐらい各都市でやっているのに、それがいつも痛めつけられる。基礎自治体というのはそこに市民の方がいらっしゃるんで、我々は行動して政策を実現させていかなければなりません。議論して法律をつくって終わりではありません。それを実現するのは一番厳しい仕事なんだということ

を、私は、市民の皆様にご理解いただけるよううまく説明していかなければならないと思っています。

○京都市長 千葉の提案も皆さんのご発言も全く賛成でして、京都市は赤字財政に転落しまして、緊急避難で賃金カットをして、そして、終わったときに今回のことでまたやむを得ず、6月に臨時議会を開いてカットを始めています。そこで地方交付税の名称変更も、これもやっていきたい。ただ、農業、林業、環境、国土保全等々で、過疎地域、厳しいところでは、税金をほとんど納めていないけれども、やはり頑張っているということですので、政令指定都市が多く市の町村と共感をしていかなければならないときに、財政力の極めて弱い市の町村の反発を感じないような表現をしなければならない。どちらかという政令指定都市も極めて財政が厳しい行政事情がたくさんありますが、一般的に楽だと思われるわけですから、我々がようけ納めているんだと、それを返せと、還付だという感じの論理にならないように、納めていないところも基礎自治体としてしっかりと仕事をしていく、市民の生活を、地域を支えていくための独自財源ですから、この辺はちょっと気をつけて発言もし、かつ表現もして、名称変更は、そういうことも踏まえたことになるべきではないかなと。住民全体として国によるようけ納めているんだから、それを返せということにならんような表現をお願いしたいと思います。

○新潟市長 これこそ足並みをそろえることが重要だと私は思っています。今、たまたま新潟では、新潟県、新潟市、長岡市、長岡市は特例市であり、全国市長会の会長市ですけれども、検討中ということで最大限異議申し立てをしているという状況です。そういう中でやっぱり、市民、県民には交付税という意味が全然伝わっていないという部分があるので、私は今回、この交付税をテーマに、知事会、全国市長会、中核市と特例市の市長会、そして指定都市市長会が一緒になってシンポジウムを開催して、やっぱり国民的議論を巻き起こす。本質を我々は伝えたいという、そういう行動を起こすべきではないかなと思います。ぜひ今回は指定都市だけが出ていくのではなくて、恐らく町村会も、これも新潟県の町村で絶対削減しませんよと言っているところは、給与が安いわけです。それで削減する必要はない。結果的には削減しないというところに丸がついているわけですが。そういうこともよくわからずに、表だけ見て論評されたのではこれはどうしようもないので、ぜひこの際、町村会も含めて全国シンポジウムをやったらどうかなということで提案させて

もらいます。

○静岡市長 私も新潟市長の話に賛成でありまして、門川市長がおっしゃった、特例市、中核市あるいは一般市にどう共感を持ってもらうかというのが大事な視点だと思っています。

先ほどの大都市部会の、特別自治市の問題についても同じことが言えると思うのです。いい機会ですので申し上げておくのですけれども、やっぱり特別自治市についても政令市の規模によってまだまだ意識の隔りがあるように感じております。ですから、林市長もおっしゃったように現場を思っている我々、市の職員、地方公務員の立場を前提として主張すべきだということが我々の基本であるのならば、どのようにしたら他の小さな切ない自治体の代弁者になれるかという発想を持って、特別自治市の議論も、あるいは地方交付税の議論もすべきだということを、私は強く感じております。

静岡市も結局17億円の地方交付税が減ってしまうという苦渋の決断の中でこういう減額をしたわけでありましてけれども、僕はもう、今年前半で、民間の経済人に向かって100回以上、デフレマインドをやめましょう、皆さん、従業員の給料を上げてください、設備投資しましょうよ、雇用してくださいよと。こう言い続けてきましたが、どうしてそれで自分のところを減らすんだということでもありますよね。しかしながら、これが現実。

名称変更はもちろん大事ですけれども、この理念と現実、建前と本音の乖離というのはものすごく大きいわけで、今回のプロセスを見ても、総務省さんがやっぱり財務省さんと対決するとき、地方を見ると、やっぱり立ち位置が変わるわけですし、やはり個々のところでコントロールされていて、全国市長会は最初は非常に市長会長さんも意気盛んだたのですけれども、みんなどこかのところで、おさまるところでおさまるといふか、腰砕けという言い過ぎかもしれませんが、やはり背に腹はかえられないということになって終わったわけですね。やっぱり政令市長会が本質的な地方交付税のあり方、先ほど浜松市長さんがおっしゃったような国会議員に対する正確な我々の問題意識の共有化ということも必要でありますし、この地方交付税の名前とともにあり方自身をどう切りかえていくかということについて、他の基礎自治体はなかなか言い切れないという切なさがあると思うので、そこをどうやって我々がちゃんとアピールするのかということが共感を得るポイントだと思うのです。ぜひこの問題は研究を進めていただきたいと思います。

○神戸市長　まとめさせていただきたいと思います。

林市長さんがおっしゃったことは本当に、実は我々の心の中に一番強く残っていることでありまして、そういう点を皆さん少しずつ言葉を変えながらおっしゃっていただきましたけれども、やはりこの問題は決して看過できないと私は思っております。ですから、この名称の問題も去ることながら、やはり本質的な問題に絞って今回は対応すべきではないかというふうに思っております。ですから、先ほど鈴木市長さんもおっしゃいましたように、後ほどまたその内容についてお話もいただきますけれども、今回、国会議員の会合もきちんと体制を組んでいただくようになってきてございますし、また、参議院議員選挙も終わりましたので、地元の先生方にも耳を傾けていただける時間になったのではないかというふうにも考えます。そういうところはもちろん、関係する我々の六団体のこのメンバーとも意識を共有しながら、この関係については二度とこういうことがあってはならないということを強く強く言っていくということで、取りまとめさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○堺市長　この際、国の交付税の問題についていろいろ議論になっている中で、国の金の使い方ということで問題視するならば、やはり臨時財政対策債の問題に触れておかないといけないと思うんですよ。直接現金で交付せず、国の借金を地方に肩代わりさせているということは非常に大きな問題ですね。交付税の問題に触れるときには、必ずこれをしっかりと我々指定都市の市長会として申し上げなければならないというふうに思っておりますし、もう1つさらにつけ加えるのなら、復興財源の使われ方のいい加減さ。やっぱり国はしっかりと財政運営をしてもらわないといけないと思いますので、こういういい加減な使い方をしながら交付税を削っていつている、こういうふうなことは許されないとしますので、ぜひこのあたりも含めて本質的な問題としてご議論していただきたいと思いますね。

○広島市長　今までの議論とちょっと切り口が違って非常にどうかなと思うので言いたくないのですが、私自身は、今様々議論されている議論が、ある意味で地方政治を担っている我々が全体として国政不信を言って説明しているということ、そのことを批判するつもりはありませんけれども、地方政治を信用していただくという、国民に向かって、市民に向かってやるときは、もっと分析的に物事に対応するというのをやらなければいけないというふうに思っております。マスコミのように、あれが悪い、これが悪いという

ことだけでは全然問題は解決できないと。

今回のこの地方交付税の減額については、非常に単純な問題であります。背景はいろいろな問題を含んでおりますが、事実は、地方交付税法第3条第2項の条文どおり、国の中の、しかも政府与党執行機関がそれに沿った執行提案をしていないということだけです。国会議員はそれに乗っかって、わからないやつが賛成しただけであります。そこまで教育するというのをやるのは市長会の仕事かと。国民の仕事です。

それから、もう1つ。今回の措置について25年度限りと言っているのであれば、政治は約束ですから、約束を守らせればいいんですよ。言ったことを守れということを国の中の政府執行機関に強く、地方の執行機関である我々が言えればいいんじゃないでしょうか。それを長期的な視点で、国の政治不信をなくすためにいろいろな議論がされた措置はありましょう。ただ、当面やることは、もう一遍言いますと、既に定められた法律をしっかり執行すること。約束したことを守るということをやってくれということを執行部に要求する。それらを緩めないために、様々な今言われた措置をどうやるか。新しい立法をするのではないんですよ。先ほど言われたような臨時財政債はまた国会の承認を得て別途やっている手続ですから、それはそれで国会議員の質を高めるためのいろいろな問題提起も要りましょう。公務員に対する認識の変革も求めなければいけません。しかし、この問題に関して具体的にどう行動を起こすか、どのような対応が考えられるかという設問に関しては、法律をちゃんと執行しろと、言ったことは守れと、これを執行部に突きつけるということだと私は思っています。

皆さんの議論を否定するものではありませんけれども、より実践的な対応をするための首長会ですからね。マスコミ対応ではありません。我々がその国会議員と同じようなレベルで、あそこが悪い、知恵がない、だから勉強させろと、そういう運動論でもないと思っております。

○相模原市長 今回提起された問題については、今議論されているとおり、皆さん同じような考え方だと思うんですね。ただ、これは逆に言うといいチャンスだと思うんですよ。国の財政が非常に厳しい中で、調整弁としてこういう形で行うことが国としては一番いいわけですから、安易な方法といいましようか、できる方法論の中で地方も泣けよと。国民の意識からすれば、国の財政が厳しい中で地方も努力するのは当たり前だというふうになるわけです。ですけれども、基本的な財政システムとして、地方交付税は我々地方の固有

財源であるのに、今、浜松市長もおっしゃっていましたが、国政レベルの人たちがそれを知らないなんていうことはとても納得できるものではありません。我々も国を信用して、この財政システムの中で地方財源をしっかりとめて年間予算をつくって市民サービスを行っているのに、そのシステム自体が崩壊してしまうということになるわけです。ですから、これをいい機会に捉えまして、国民にわかりやすいように、地方交付税に関する財政システムについて、こういうことが行われているのだという実態がよくわかるようにアピールしていく。そして、全国市長会ですとかそういった団体とも連携してアピールしていく必要はあると思うんです。我々も財政的には大変厳しいですけども、全国市長会においても結局厳しい。国に財源を依存している中で年間予算を組むということになりますと、やはり国からのこういうお話、申し立てを聞かざるを得ないというところがあるわけです。そういったことを含めながら、この指定都市市長会が主体性を持ってリードして、地方交付税に関する財政システムのあり方というものを国民にアピールをして、固有の財源確保をしっかりととりつける。また、今回のような財政調整の手段にならないようなあり方というものを今後確立させる。こういった運動をしっかりとやっていくことが大事ではないかなと思っておりますし、これは時間をかけないでやっていったほうがタイミング的にはよいのではないかと、効果的になるのではないかと、こんな思いを持っておりますので、しっかりとやっていただきたいと思っております。

○千葉市長 言い出しっぺでございますので。

加山市長がおっしゃったとおり、私も、非常にいいタイミングだと思うんですよ。こういう問題の中で地方交付税そのものに対して国民的議論ができる、そういう意味でもまたとない機会だというふうに思います。この機会を通して地方交付税そのもののあり方について地方側から正論をちゃんと言うということは大事だと思うんですね。松井市長がおっしゃったとおり、法律をしっかりと守ればいいんだということですけども、何で法律を守らないようなことを国ができるかという、国民の中においても地方交付税という存在について十分な理解がされていないということですから、それはやっぱり地方側としてしっかりと説明をしていく努力をするということは、我々の責務の1つだとも私は思っているんですね。

そういう意味では、名前の議論をするということは結局本質論の話に当然入ってくるわけですね。ですから私は、名称の話もそうですし、その話を仕掛けていくことでそもそも

地方交付税とは何なのかという議論に関心を持った人間に対してすることができるというふうに思っています。その話もそうですし、あとは新潟市長からお話があったシンポジウムをするのか、いずれにしても具体的な取組をやはり一つ一つ重ねていくということが私は大事だというふうに思うんですね。国にけんか腰になるとかそういうことではなくて、この機会にもう一度、我々として当然のことを説明させていただく機会を一つ一つつくり上げていく。このタイミングでやっていってはいかがかというふうに思いますので、そうした方向でぜひ事務局が中心になって計画的に進めていただければというふうに思っています。

○神戸市長 大いに今このお話を皆さん盛り上げていただいたわけでございますけれども、これは本当に非常に重要な話なんですね。私は、むしろ国のあり方とか制度、仕組みが変わりつつあるにもかかわらず、日本の国は今そのところが何かどうもはっきりしないというところにあると思っておりますので、これはやっぱり根本的にこういう議論をもっと高めていって、よりその輪を広げるということも重要であると思っておりますので、先ほど少し申し上げたような点も含めて、ぜひ回を重ねて取り上げていくことにさせていただいたらいかがかなというふうに思っております。よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと今お手元にお配りしましたが、生活保護に関する要請の案のところを手直しをしてございますので、この裏面になりますけれども、生活困窮者自立支援法等の施行に係る財政措置等についてのくだりで、真ん中あたり、「ついては」というところの文言、「生活困窮者自立支援法等の施行に当たっては」、その次を削除しまして、それにつけて「国の責任において十分な財政措置を講ずること」というふうに修文をしておりますので、これでこの要請にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、次に、その他の関係でございますけれども、まず、国会議員の会を担当していただいております鈴木浜松市長さんから報告をお願いしたいと思います。

○浜松市長 5月の会のごときにご報告をさせていただきましたとおり、国会議員の皆さんに募集をかけまして応募いただき、その中から主要政党各2名ずつ役員を出していただきました。自民党からは与党として会長を選んでいただきまして、菅官房長官にこの会の会長にご就任をいただきました。

ということで、6月4日に矢田会長と私のほうで官房長官にお会いをいたしまして、ぜひ今後強力にご支援をいただきたいということでお願いをしてみました。

一度、役員にご就任をいただいた国会議員の皆さんと懇談会をしたいと思います。現実的な日程からいきますと臨時国会が招集をされてからということになるかと思いますので、今のところ10月あたりではないかということが言われていますけれども、国会日程をにらみながら日程調整をさせていただき、年内中には一回そうした懇談会を開催していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○神戸市長 ありがとうございます。

今お話がございましたように、もうこの形は整ってきてございますので、こうした皆さん方とともに臨時国会開会の後に年度内にそういう会を催したいということでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、指定都市・中核市・特例市の連携につきまして、これは事務局から報告をさせていただきます。

○事務局長 お手元の資料8をご覧ください。

まず、先ほど少し話が出てございましたけれども、1の「シンポジウム」でございますが、指定都市・中核市・特例市が連携して地方分権改革を推進するため、昨年に引き続きましてシンポジウムを開催いたします。

11月5日（火）、時事通信ホールにおきまして、「地方分権の確立に向けてPart II～連携の深化と人材育成を考える～」というテーマで開催をいたします。行政関係者等300名程度を募集いたしまして、当日、早稲田大学大学院の北川教授の基調講演の後、パネルディスカッションを予定してございます。

次に、2の「リレーコラム」でございますが、これは昨年に引き続いて実施いたします。「市長が語る『地域分権と都市の役割Part II』」と題しまして、8月19日からシンポジウム開催までの約2カ月半の間、「iJAMP」でコラムを連載いたします。

また、3の「職員勉強会」、これは今年度初の試みでございますけれども、指定都市・中核市・特例市の地方分権あるいは大都市制度に関する実務担当者を対象とした勉強会を開催いたします。

第1回目は、8月、来月に予定してございます。総務省の方に来ていただきまして、これまでの地方分権の歩み、あるいは今行われています地方分権改革あるいは大都市制度等々についてご講義をいただく予定でございます。

以上でございます。

○神戸市長 ありがとうございます。

これにつきましては、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

それでは、次に、次回の指定都市市長会議の開催についてでございますが、これは私のほうから申し上げたいと思います。

先般開催をいたしました役員会において確認をさせていただいたところでございますが、今年度末に会長の任期が満了いたします。次回の第36回指定都市市長会議におきまして、来年4月からの会長を選出するための選挙を実施する必要がございます。例年であれば11月の初旬が候補日というところでございますけれども、今後10月末までに6指定都市で市長選挙が行われる予定ということでございますので、そのため、全ての市長選挙終了後に会長選挙の進めることから、次回の市長会議は12月中旬に開催するよう日程調整をすることでご承知いただきたいと思っております。詳細については、また後日ご連絡をさせていただきますと思います。

そういったことでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神戸市長 ありがとうございます。

また、私事で大変恐縮でございますけれども、私は本年11月19日の神戸市長の任期満了をもちまして退任をさせていただきたいということを議会にも市民にも申し上げておるところでございます。そういうことで、同日付でもってこの指定都市市長会の会長職も退任をさせていただきたいというふうに考えております。残期間もあり、少し早いですが、次の市長会ということになりますと私はもう市長職を退任しておりますので、この際、皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

本当にこの間に皆さんのご信任、ご協力を頂戴いたしまして、松原会長の後を継いで以来、皆さんとともにこの市長会でいろいろ対応させていただきましたけれども、その中で

本当にいろいろな形でご提案をいただきながら変えていきましたし、また、これからも新しいこの国のあり方とか課題に向けて我々のほうから発信すべきだという皆さんのお気持ちが大変ございますので、こういうことも含めて、さらにまた想定される南海トラフ等の災害等の問題にも我々は一体となって対処しなければいけないというふうにも考えてございます。そういう点で、いろいろな議論を進めていただきましたことに感謝を申し上げまして、この際、改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

(拍手)

つきましては、11月20日以降の会長につきましては、指定都市市長会規約がございますが、この規約の中の第8条第2項に従いまして、あらかじめ会長が定めた順序によりまして職務代理者が本会を代表し、会務を総理するということになってございますので、そういった扱いをさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○神戸市長 ありがとうございます。それでは、そのように手続を進めさせていただきたいと思います。

本日の予定しておりました時間になってきたようでもございます。何かこの際、ちょっとこれだけは言うておかないといけないということがもしあれば、おっしゃっていただければと思います。

○京都市長 筆頭の副会長が阿部市長でありますので、阿部市長に頑張ってくださいようによろしくをお願いします。

○神戸市長 阿部市長さんは3選以上はしないという条例をご自分でおつくりになったということでございますが、先ほどの役員会では、そうおっしゃらずにぜひ続けてこの4期目も挑戦をされたいという要請書を出したらどうかというような話も出ておりましたので、ちょっとご紹介申し上げますが、いかがですか。

今の門川市長さんのお話を酌んで、皆さんでぜひ声を上げていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、時間も来たようでございますので、本日は報告が主体でございましたけれども、その中で地方交付税の関係のところでは随分活発なご議論を頂戴いたしました。本当にこれからの国の形、あり方というものについて考えていく時期に今あるのではないかと私も考えてございますが、そういった点で今後ともこの市長会が中心となってこの役割を果たしていくという点もあろうと思っておりますので、ぜひこういった点を重視していただきまして、今後またよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

本日は本当にありがとうございました。

○事務局長 以上をもちまして第35回の指定都市市長会議を終了させていただきます。

この後、会長と阿部川崎市長によります記者会見を、隣の部屋ですけれども、おり鶴悠に会場を移して行います。お揃い次第速やかに始めたいと思ひますので、記者の皆様方の移動のほど、またよろしくお願ひいたします。

午後 4 時34分閉会